

# 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

平成30年度予算案額 **600.4億円 (672.6億円)**

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

## 事業の内容

### 事業目的・概要

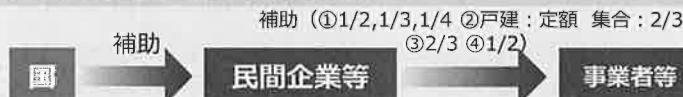
工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

- 省エネルギー設備への入替支援**  
工場等における省エネ設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」(複数事業者が連携する設備入替も含む)、申請手続きが簡易な「設備単位」での支援を行います。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH: ゼッチ) の導入・実証支援**  
ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+ (現行のZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH) の導入や集合住宅におけるZEHの実証等を支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB: ゼブ) の実証支援**  
ZEBの実現・普及のためのガイドライン作成、ZEBを推進する設計事務所や建築業者、オーナーの発掘・育成等を目的に、ZEBの構成要素となる高断熱建材・設備機器等を用いた実証を支援します。
- 次世代省エネ建材の導入支援**  
既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入を支援します。

### 成果目標

- 平成42年省エネ見通し (5,030万kl削減) 達成に寄与します。
- 平成32年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

### 事業者の省エネ取組を支援



### ZEH/ZEBとは



### 次世代省エネ建材の導入支援



# 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (平成29年度の場合)

補助金

## I. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

### (ア) 省エネルギー対策事業

省エネ設備への更新・改修等、計画・見える化等の標準を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)の新設により省エネを達成する事業

#### いずれかを満たせば申請可能

- 工場・事業場の省エネ率が1%以上(単位:kl)
- 工場・事業場で使用量を1,000kl以上削減(省エネ量)
- 費用対効果が補助対象経費1,000万円あたり省エネ量200kl以上
- エネルギー消費原単位の改善率1%以上(単位:kl)

### (イ) ピーク電力対策事業

ピーク電力対策効果の電力使用量を削減するため、蓄電池、蓄熱システム、自家発電設備を新設する事業

#### いずれかを満たせば申請可能

- ピーク対策効果率が5%以上(単位:kWh)
- ピーク対策時間帯で使用する電力を190万kWh以上削減(ピーク対策効果量)
- 費用対効果が補助対象経費1,000万円あたりピーク対策効果量80万kWh以上
- ピーク対策原単位の改善1%以上(単位:kWh)

### (ウ) エネマネ事業

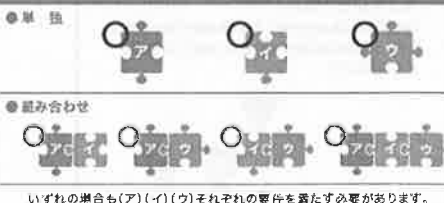
EMISに登録された計画・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いて、エネマネ事業者等と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効率的な省エネルギー対策を実施する事業

「EMSの調停効果と省エネ効果等の測定効果」で省エネ率2%以上を達成する事業 (単位:kl)  
または 工場・事業場のピーク対策効果率10%以上を達成する事業 (単位:kWh)  
※計測に基づくこと

・投資回収率が5年以上の事業が対象です。

・「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社(みなし大企業を含む))」は省エネ法の中長期計画等に記載されている事業のみが対象となります。

### 申請パターン



補助対象経費	設計費、設備費、工事費
補助率	補助対象経費の1/3以内 (ウ)単独、(ウ)組み合わせ事業は補助対象経費の1/2以内
補助金限度額	[上限額] 1事業あたり 15億円/年経 ※2 [下限額] 1事業あたり 100万円/年経

## II. 設備単位での省エネルギー設備導入事業

以下の既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ① 高効率照明    | ⑥ 高効率コージェネレーション |
| ② 高効率空調    | ⑦ 低炭素工業炉        |
| ③ 産業ヒートポンプ | ⑧ 変圧器           |
| ④ 業務用給湯器   | ⑨ 冷房冷蔵庫         |
| ⑤ 高性能ボイラ   | ⑩ 産業用モータ        |

補助対象経費	設備費のみ
補助率	補助対象経費の1/3以内
補助金限度額	[上限額] 1事業あたり 3,000万円 [下限額] 1事業あたり 50万円 ただし中小企業者、個人事業主は 30万円

※1 トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします(1. 工場・事業場単位のみ)。トップランナー基準: 指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の見込み等を参考に定めた、エネルギー消費効率の基準のこと。  
※2 複数事業者で実施する「工場・事業場一体省エネルギー事業」は1事業あたりの補助金上限額は30億円/年度(1. 工場・事業場単位のみ)。  
※3 事業規模が大きく、単年度の事業実施が困難な事業(複数年度事業)の1事業あたりの補助金上限額は50億円(1. 工場・事業場単位のみ)。

# 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

平成29年度補正予算額 **78.0億円**

省エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 中小企業等における省エネの推進は、エネルギーコストの低減による利益増大やエネルギーコストの急騰による経営リスクが軽減されるなど、中小企業等の経営体質が強化され、生産性向上に直結します。
- そのため、本事業においては、エネルギー使用量の計測・制御等の機能を有する、省エネ性能の高い設備の導入による、生産性の向上に資する省エネ取組を支援します。また、設備の入替効果のみならず、設備の運用改善による省エネポテンシャルの深掘りの効果を追求します。
- 具体的には、導入した設備のエネルギー使用状況を見える化し、省エネ設備導入後における適切な運用管理や気づきを促します。また、本事業により省エネ設備等を導入した事業者に対し、省エネを推進する専門家を派遣し、エネルギー使用実態の調査・分析を行うことで、省エネ設備等の運用改善によるエネルギーの効率的利用を促します。

### 成果目標

- 本事業によって、省エネ性能の高い設備の導入を支援するとともに、その後の運用改善による、更なる省エネポテンシャルの深掘り効果を追求し、エネルギーコストの低減を図り、中小企業等の経営体質を強化し、生産性の向上を図ります。

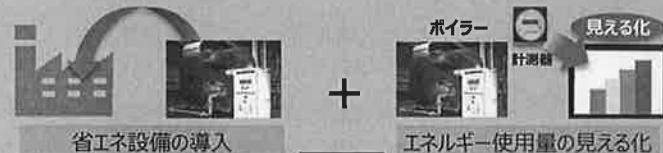
### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 省エネ設備・エネルギー見える化設備の導入

- エネルギー使用量の計測・制御等の機能を有する省エネ性能の高い設備等の導入を支援



省エネの推進により、中小企業等の経営体質の強化、生産性向上を図る

### 専門家診断によるエネルギー効率的利用の促進（省エネの深掘り）

- 省エネに関する情報不足や人材不足により、省エネに取り組むことが出来ない中小企業等が多く存在
- そのような事業者に対して専門家を派遣し、省エネ設備等の運用改善によるエネルギーの効率的利用を促進



省エネ設備の導入に加え、専門家の支援により省エネの更なる深掘りを図る

26

# 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

平成29年度補正予算額 **78.0億円**

補助金

公募期間：平成30年3月20日（火）～4月20日（金）

省エネルギー性能の高い設備（省エネ型設備）の導入と併せて、導入する設備に係るエネルギー使用量等を計測・蓄積する装置（見える化装置）の導入を支援する制度です。

**補助対象** A・B 双方の補助対象設備を導入してください。

※ 本事業は先着順ではありません。

### A：省エネ型設備



### B：見える化装置

省エネ型設備へ更新すると共に、見える化装置の設置が必須となります。

※ 見える化装置の機能を内蔵した省エネ型設備への更新も対象です。  
※ 既設の見える化装置を活用して、導入するAの設備を見る化する場合は対象外です。

## 補助金額

$$\text{補助対象設備購入額 (補助対象経費)} \times \text{補助率 } 1/3 \text{ 以内} = \text{補助金額}$$

※ 工事費・運搬費を含めることはできません。

- 補助金額の上限 ▶▶▶ 1事業あたりの補助金 …… 3,000万円
- 補助金額の下限 ▶▶▶ 1事業あたりの補助金 …… 30万円

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ホームページ  
▶▶▶ <https://sii.or.jp>

sii 環境共創イニシアチブ  
Sustainable open Innovation Initiative

ナビダイヤル **0570-077-317**  
(お話し料がかかります)

IP電話からのお問い合わせ TEL: 042-303-4215  
受付時間: 10:00～12:00/13:00～17:00 (土曜日祝日を除く)

## 事業実施後は

省エネ診断（無料）  
設備の導入後、SIIが省エネに関する専門家を派遣します！ 原則1日の診断で具体的な省エネ改善策の提案を行います。

運用改善の提案  
省エネ診断結果に基づき改善提案等は、今後の省エネ取組の参考としてご利用いただけます。

27